

# 神戸町地球温暖化対策実行計画

## 事務事業編

令和7年3月

神 戸 町

# 目 次

## 第1章 計画の基本事項

- 1 計画の背景
- 2 計画の目的
- 3 計画の期間
- 4 計画の対象範囲
- 5 対象とする温室効果ガス
- 6 計画の位置づけ

## 第2章 温室効果ガスの排出状況

- 1 排出源となる活動の種類と活動量
- 2 二酸化炭素の排出量

## 第3章 目標値の設定

- 1 温室効果ガス排出量の削減目標
- 2 取り組みごとの目標

## 第4章 温室効果ガスの排出削減のための取り組み

- 1 省エネルギー対策
- 2 省資源対策
- 3 リサイクル・廃棄物減量化対策
- 4 グリーン購入の推進

## 第5章 計画の推進体制

- 1 推進体制
- 2 実施状況の公表
- 3 職員に対する啓発等

# 第1章 計画の基本事項

## 1 計画の背景

地球温暖化とは、人の活動により排出される二酸化炭素、メタン、フロン類など温室効果ガスの大気中濃度が増加することにより、地球から宇宙空間へと逃げる熱が遮断されるため、地上の温度が上昇する現象です。地球温暖化は、地球全体の気候に大きな変動をもたらすものであり、我が国においても平均気温の上昇、農作物や生態系への影響、暴風、台風等による被害が観測されています。

国際的な動きとしては、2015年（平成27年）12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から $2.0^{\circ}\text{C}$ 以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、1998年（平成10年）に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（以下「地球温暖化対策推進法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

また、2020年（令和2年）10月には、2050年（令和32年）までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「2050年カーボンニュートラル」を宣言しました。その実現に向かって、2025年（令和7年）2月に地球温暖化対策計画が改定され、2035年度（令和17年度）、2040年度（令和22年度）において、我が国の温室効果ガス排出量を2013年度（平成25年度）比で60%、73%削減する目標が掲げされました。

本町においても、2024年（令和6年）2月に、2050年（令和32年）までに本町の二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティごうど」の実現に向かって、町民、企業、関係団体と一緒に取り組むことを宣言しており、脱炭素社会の構築を目指して、率先して温室効果ガス排出量の削減に努めます。

## 2 計画の目的

この計画は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、本町が実施している事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

## 3 計画の期間

この計画の期間は、国の地球温暖化対策計画の中期目標に合わせ、2025年度（令和7

年)から2030年度(令和12年度)までの6年間とします。

なお、この計画で掲げる各目標の基準年度は2023年度(令和5年度)とします。ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況により、必要に応じて目標の設定を見直すものとします。

## 4 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、町が行うすべての事務及び事業とします。

ただし、外部委託等で各種燃料及び電力等を本町が負担していない施設・設備等については、対象範囲に含めないこととします。

表1 対象施設一覧

No.	施設名称	担当部局
1	神戸町役場	総務課
2	第1分団車庫	総務課
3	第2分団車庫	総務課
4	第3分団車庫	総務課
5	第4分団車庫	総務課
6	役場書庫	総務課
7	物品倉庫	総務課
8	防災備蓄倉庫	総務課
9	ごうど観光交流館「ひよしの里」	まちづくり戦略課
10	やすらぎ苑	住民保険課
11	保健センター	健康福祉課
12	神戸幼稚園	子ども家庭課
13	下宮幼稚園	子ども家庭課
14	南平野幼稚園	子ども家庭課
15	北幼稚園	子ども家庭課
16	もちのき園・たんぽぽ学園	子ども家庭課
17	ふれあいセンター・子育て支援センター	子ども家庭課
18	エコプラザごうど	産業環境課
19	柳瀬排水機場	産業環境課
20	最終処分場	産業環境課
21	北部霊園	産業環境課
22	北島第2住宅	建設課
23	ばら公園いこいの広場	建設課
24	日吉公園	建設課
25	下宮日吉公園	建設課
26	ふれ愛公園	建設課

27	中央水源地	上下水道課
28	北部水源地	上下水道課
29	神戸浄化センター	上下水道課
30	給食センター	教育課
31	神戸小学校	教育課
32	下宮小学校	教育課
33	南平野小学校	教育課
34	北小学校	教育課
35	神戸中学校	教育課
36	ごうど中央スポーツ公園	生涯学習課
37	神戸町民体育館	生涯学習課
38	下宮テニスコート	生涯学習課
39	下宮地区公民館	生涯学習課
40	中央公民館	中央公民館
41	日比野五鳳記念美術館	中央公民館
42	図書館	図書館

## 5 対象とする温室効果ガス

本計画が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に定められている次の7種類のうち、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）のみとします。

なお、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふつ化硫黄（SF<sub>6</sub>）、三ふつ化窒素（NF<sub>3</sub>）は、排出の実態把握が困難であるため、対象外とします。

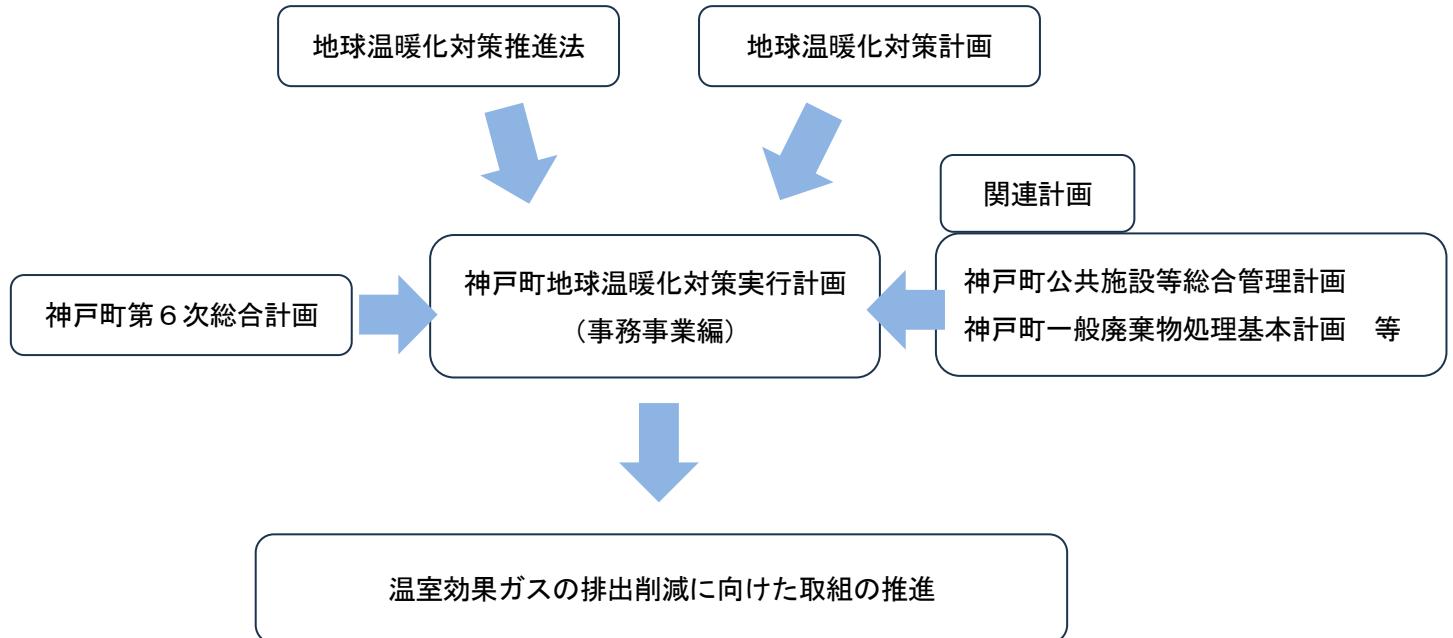
表2 温室効果ガスの種類

区分	ガスの種類	人為的な発生源	主な対策
計画対象	二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）	産業、民生、運輸部門などにおける燃料の燃焼に伴うものが全体の9割程度を占め、温暖化への影響が大きい。	エネルギー利用効率の向上やライフスタイルの見直しなど
計画対象外	メタン（CH <sub>4</sub> ）	稲作、家畜の腸内発酵などの農業部門から出るものが半数を占め、廃棄物の埋立てからも2～3割を占める。	中干し等農法の対策、埋立量の削減など
	一酸化二窒素（N <sub>2</sub> O）	燃料の燃焼に伴うものや農業部門からの排出がそれぞれ3～4割を占める。	高温燃焼、触媒の改良など
	ハイドロフルオロカーボン（HFC）	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや断熱発泡剤などに使用。	回収、再利用、破壊の推進、代替物質、技術転換など
	パーフルオロカーボン（PFC）	半導体等製造用や電子部品などの不活性液体などとして使用。	製造プロセスでの回収等や、代替物質、技術転換など
	六ふつ化硫黄（SF <sub>6</sub> ）	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用などとして使用。	(絶縁ガス)機器点検時、廃棄時の回収、再利用、破壊など (半導体)製造プロセスでの回収等や代替物質、技術転換など
	三ふつ化窒素（NF <sub>3</sub> ）	半導体化学でエッティング液として使用。	燃焼分解設備等の活用による漏出防止

※「主な対策」は、将来的な技術開発の結果見込まれるものと含みます。

## 6 計画の位置づけ

本計画は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、国の地球温暖化対策計画及び神戸町第6次総合計画に即して策定し、温室効果ガス排出量削減のための取組や推進体制については、関連計画との整合・連携を図ります。



## 第2章 温室効果ガスの排出状況

### 1 排出源となる活動の種類と活動量

本町の令和5年度（2023年度、基準年度）における排出源別の活動量は、表3に示すとおりです。（少数点以下切り捨て）

表3 排出源別の活動量

区分	活動の種類	単位	令和5年度
			活動量
電気		kWh	4,854,657
燃料	都市ガス		0
	液化石油ガス（LPG）	kg	9,962
	ガソリン	ℓ	12,363
	軽油	ℓ	5,850
	A重油	ℓ	23,610
	灯油	ℓ	52,387

### 2 二酸化炭素の排出量

本町の令和5年度（2023年度、基準年度）の活動量から算出した二酸化炭素総排出量は、約2,373,003 kg-CO<sub>2</sub>でした。

表4 活動種類別の二酸化炭素排出量

区分	活動の種類	排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )	構成比 (%)
電気		2,104,915	88.70
燃料	都市ガス	0	0
	液化石油ガス（LPG）	29,874	1.26
	ガソリン	28,702	1.21
	軽油	15,122	0.64
	A重油	63,974	2.70
	灯油	130,416	5.49
合 計		2,373,003	100.00

表5 部門別・エネルギー源別二酸化炭素排出量

(kg-CO<sub>2</sub>)

	電気	都市ガス	液化石油ガス (LPG)	ガソリン	軽油	A重油	灯油	合計
庁舎等	218,047	—	1,859	10,317	1,114	25,226	199	256,762
福祉施設	175,613	—	3,640	1,566	—	—	1,070	181,889
環境衛生	1,230	—	—	2,357	—	—	39,832	43,419
農林水産	113,847	—	—	2,357	—	—	—	116,204
観光施設	1,566	—	—	1,381	—	—	—	2,947
上下水道	705,282	—	72	2,609	—	—	86,783	794,746
教育施設	658,185	—	24,162	1,304	12,436	16,258	1,312	713,657
社会教育	187,077	—	78	2,899	—	22,490	1,220	213,764
社会体育	39,481	—	—	2,497	—	—	—	41,978
消防施設	4,587	—	63	1,415	1,572	—	—	7,637
合計	2,104,915	0	29,874	28,702	15,122	63,974	130,416	2,373,003

## 第3章 目標値の設定

### 1 温室効果ガス排出量の削減目標

本計画における温室効果ガス排出量削減目標を、以下のとおり設定することとします。

2030年度における温室効果ガス排出量を2023年度比で

**20.3%** 削減することを目標とします。

※ただし、対象施設の拡大等の状況により、削減目標値を見直しできるものとします。

### 2 取り組みごとの目標

二酸化炭素排出量の削減目標20.3%以上を達成するため、活動種類ごとの目標値を掲げ、本計画を実行するものとする。

区分	活動の種類	排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )		削減率 (%)
		2023年度 (基準年度)	2030年度 (目標年度)	
電気		2,104,915	1,542,500	-26.7
燃料	都市ガス	0	64,000	0
	液化石油ガス (LPG)	29,874	61,000	104.2
	ガソリン	28,702	24,000	-16.4
	軽油	15,122	14,500	-4.1
	A重油	63,974	60,000	-6.2
	灯油	130,416	125,000	-4.2
合 計		2,373,003	1,891,000	-20.3

※2024年度～2028年度にかけて、小中学校屋内運動場に空調機器を導入するため、燃料使用量（都市ガス、液化石油ガス）が増加することを見込んだもの。

## 第4章 温室効果ガスの排出削減のための取り組み

### 1 省エネルギー対策

#### (1) 電気使用量の削減

- ①照明のLED化を推進する。
- ②終業時は、室内照明、電気製品、OA機器等、支障がない限り電源を切るなどして、電力削減に努める。
- ③計画的かつ効率的な事務執行を図り、ノー残業デーを徹底する。
- ④適切な室温管理を徹底し、冷房時は28°C、暖房時は19°Cとなるよう調整する。
- ⑤エアコンのフィルター清掃など適正な管理を行う。
- ⑥適正な温度管理を推進するため、クールビズ、ウォームビズを積極的に展開する。
- ⑦再生可能エネルギー由来の電力の調達を推進する。

#### (2) 自動車燃料の削減

- ①駐停車時にエンジンを停止するアイドリングストップを徹底する。
- ②急加速、急発進をしないなど、エコドライブを推進する。
- ③車両の点検、整備等適正な管理に努める。
- ④低公害車、低燃費車の導入を推進する。
- ⑤ノーカーデーの推進に努める。
- ⑥公共交通機関を積極的に利用する。
- ⑦効率的な相乗りに努める。

#### (3) 施設用燃料使用量の削減

- ①適切な室温管理を徹底し、冷房時は28°C、暖房時は19°Cとなるよう調整する。
- ②適正な温度管理を推進するため、クールビズ、ウォームビズを積極的に展開する。
- ③各施設用燃料の使用については、必要最低限にとどめる。

### 2 省資源対策

#### (1) 水道使用量の削減

- ①こまめな節水を行う。
- ②水圧調整の導入を推進する。

#### (2) 紙類使用量の削減

- ①両面印刷、両面コピーを徹底する。
- ②片面印刷済み（ミスプリント等）用紙を積極的に利用する。
- ③印刷物は出来るだけ簡素化し、印刷部数の削減を図る。
- ④庁内グループウェアを積極的に活用し、ペーパーレス化を推進する。

### 3 リサイクル・廃棄物減量化対策

#### (1) リサイクルの推進及び廃棄物の削減

- ①使用済み封筒やファイル等事務用品の再利用を徹底する。
- ②分別回収ボックスを設置し、ごみの分別を徹底する。
- ③マイバック、マイ箸を積極的に実施する。
- ④詰め替え可能な文具類及び洗剤等の使用を推進する。

## 4 グリーン購入の推進

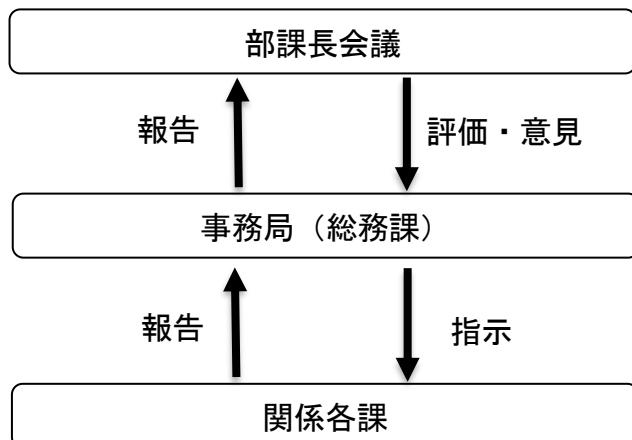
### (1) グリーン購入の推進

- ①物品等の購入にあたっては、その必要性・必要量を十分に検討し、環境に配慮した物品購入に努める。
- ②施設等の新設や改修にあたっては、省エネルギー・新エネルギー設備の導入、また、リサイクル資材の使用など環境に配慮した工事設計に努める。

## 第5章 計画の推進体制

### 1 推進体制

計画を推進するため、本計画の事務局を総務課に置き、各課と連携し計画の着実な推進と進行管理を行います。また、計画の実効性を確保するため、既存の庁内組織である「部課長会議」を活用することで、総合的かつ組織的に推進します。



### 2 実施状況の公表

本計画の進捗状況は、毎年ホームページで公表します。

### 3 職員に対する啓発等

計画を全庁的に展開・推進していくためには、職員一人ひとりの意識の向上が必要とされます。このため、職員に対し、地球温暖化対策に関する情報提供や、知識習得のための学習機会を提供します。

#### (1) 情報の提供

地球温暖化対策に関する情報や重点的な取り組みの項目等について、周知を図る。

#### (2) 研修等の実施

地球温暖化対策に関する研修に参加しやすい環境を整備する。